

宮城県スポーツ少年団表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮城県スポーツ少年団設置規程第4条第10号に基づく、宮城県スポーツ少年団表彰についての必要事項を定める。

(表彰の形式)

第2条 表彰は、宮城県スポーツ少年団本部長名をもって行い、功績賞及び功労賞とする。

(表彰の基準)

第3条 この表彰、次の各号に該当するものについて行う。

1 功績賞

(1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展向上に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）を表彰する。但し、宮城県スポーツ少年団において功労賞を受けた単位団で、かつ功績賞を受けたことがない単位団であること。

(2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、顕著な功績のある登録者を表彰する。但し、宮城県スポーツ少年団において功労賞を受けた指導者で、かつ功績賞を受けたことがない登録者であること。

(3) その他、本部長が特に顕著な功績であると認めた単位団・登録者を表彰する。

2 功労賞

(1) スポーツ少年団に登録をして15年以上経過し、スポーツ少年団の趣旨に沿って模範的な組織・運営等に活動している単位団及び登録者を表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 前条第1号(1)(2)については、市・地区連絡協議会及び種目別協議会が所定の様式により、県本部長あて行う。前条第2号については、市町村スポーツ少年団本部長が所定の様式により、県本部長あて行う。ただし、前条第1号(3)については、宮城県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、宮城県スポーツ少年団常任委員会で行う。

(表彰の伝達)

第6条 表彰者の伝達は、宮城県スポーツ少年団委員総会の席上で行う。

(規程の内規)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、内規として別に定める。

(規程の変更)

第8条 本規程は、宮城県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附 則1 この規程は、昭和53年 4月19日より施行する。

附 則2 この規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則3 この規程は、昭和63年 5月11日から施行する。

附 則4 この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則5 この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則6 この規程は、平成18年12月10日から施行する。

附 則7 この規程は、平成22年10月 8日から施行する。

附 則8 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

宮城県スポーツ少年団功労賞団体表彰推薦書

<様式3>

単位団用推薦書

(総数 1枚 1枚目)

No.	(フリガナ) 所属単位団名	所属団フリガナ	(フリガナ) 代表指導者名	代表者フリガナ	〒	住 所	電話番号	登録開始年	登録番号	
									市町村番号	単位団番号
例	宮城リーダーズクラブ	ミヤギリーダーズクラブ	宮城 太郎	ミヤギ タロウ	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町●-△	022-726-4211	平成6年	500	102
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

- *記入漏れの無いようにお願いします。
- *用紙不足分はコピーで対応願います。
- *上記記載の個人情報については本事業の目的以外に使用することはありません。

スポーツ少年団
本部長

宮城県スポーツ少年団功労賞個人表彰推薦書

指導者用推薦書

(総数 1枚 1枚目)

No.	氏 名	氏 名 フリ ナガ	(フリガナ) 所属単位団	所属単位団 フリガナ	年齢	性別	〒	住 所	電話番号	登録開始年	登録番号	
											市町村番号	単位団番号
例	宮城 太郎	ミヤギ タロウ	宮城リーダーズクラブ	ミヤギリーダーズクラブ	40歳	男	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町●-△	022-726-4211	平成10年	401	665
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

*記入漏れの無いようにお願いします。
*用紙不足分はコピーで対応願います。
*上記記載の個人情報については本事業の目的以外に使用することはありません。

スポーツ少年団
本部長